

web3 関連税制に関する緊急提言（案）

令和4年11月 日
自由民主党デジタル社会推進本部
本部長 平井 卓也
web3 PT 座長 平 将明

デジタル社会推進本部では、web3 をデジタル社会における成長エンジンの一つと位置付け、日本が世界で取り残されることなく米英等と連携して web3 関連事業の発展を主導していけるよう、プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めてきた。

web3 の中核となるトークン経済においては、価値移転手段であるブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産の取り扱いが鍵を握る。web3 時代の暗号資産は、単なる金融商品として取引対象であった段階から、様々なサービスやアプリケーションがその上で開発される取引基盤へと発展しつつある。また、暗号資産を使ったトークンはプロジェクトの資金調達、アートやコンテンツの取引、通貨や資産を裏付けとしたもの、地域おこしプロジェクトにおける議決権、今まで経済価値に加味されていなかった経験価値の記録など多様なユースケースにより日々その概念自体が拡大している。

web3 を成長エンジンとすることは、これらの技術革新を担うスタートアップが国内で事業に取り組みやすい環境整備を行うことと同時に、国内においてトークンが流通しやすい環境を整備することにより、その成長の果実を国内で得られるようにし、結果的に税収増につなげていくことである。従って、トークンの発行体に対する課税のみならず、取引を生み出すエコシステム全体が日本から流出しないための税制の整備が必要となる。

具体的には、スタートアップを支える投資家や取引に関わる消費者の足枷となっている以下の点について、更なる検討が必要である。

1. 新規発行トークンに投資した法人の期末時価評価課税

(1) 自社発行の保有トークンを期末時価評価の対象外へ¹

web3 関連企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せずに自社で保有する場合、当該トークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社保有分に関しては現金収入が生じていない中で、法人税法上の期末時価評価の対象となる結果、含み益に対して法人税が課されることとなる。このような自社発行の保有トークン（いわゆるガバナンストークンを含む。）に対する時価評価課税はスタートアップ企業にとって極めて重い負担であり、その結果、多くのブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本で起業せず海外に流出する要因となっている。したがって、発行した法人が自ら保有するトークンを期末時価評価課税の対象から除外すべきである。

(2) 第三者が保有する短期売買目的でないトークンを期末時価評価の対象外へ

新規発行トークンに投資した法人は、当該トークンの未実現利益に対して期末時価評価による課税を受ける。しかし、web3 関連スタートアップ企業の事業の孵化や成長、拡大を支援する観点からは積極的な投資を呼び込む必要がある。現状のままでは、時価評価が求められない国・地域に所在する海外法人からの投資が有利となる一方、期末時価評価により課税が求められる国内の法人からの投資が進まず、国内における web3 エコシステムの発展の阻害要因となりかねない。

したがって、スタートアップ企業が自社発行し、かつ第三者が保有するトークンのうち、短期売買目的でないものについても期末時価評価課税の対象から除外し、取得原価で評価する措置を講じるべきである²。

¹ 当該項目は、金融庁及び経済産業省から、令和5年度税制改正要望「暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し」で提起されている内容と同一。

² 税制を変更した場合には、期末時点の時価評価が義務付けられる現行の会計ルールと取り扱いが異なることとなるが、将来的には、会計ルールについても海外主要国と整合的な形で整備が進むことが望ましい。

2. 個人の暗号資産の取引に関わる課税

(1) 暗号資産取引による損益を申告分離課税の対象へ

現行の税制においては、暗号資産が資金決済法上「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と位置付けられていること等を踏まえ、暗号資産の売却又は使用により生じた利益は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと解されている。そのため、総合課税の対象となること、損失の繰越控除の禁止や損益通算の禁止など、海外に比べて暗号資産に厳しい税制であり、納税者の海外流出が増加している。また、暗号資産課税においては、利用者による適切な税務申告が不可欠であるところ、上記の厳しい税制が税務申告促進の妨げとなっている。

したがって、①暗号資産の取引により生じた損益について20%の税率による申告分離課税の対象とすること、②暗号資産にかかる所得金額からの損失の繰越控除を認める（翌年以降3年間）こと、③暗号資産デリバティブ取引についても、同様に申告分離課税の対象にすることが検討されるべきである。

(2) 暗号資産同士の交換による損益を非課税へ

現行の税制においては、保有する暗号資産を円やドル等の法定通貨と交換した場合だけでなく、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産を譲渡したものとして、暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることになる。web3時代は、暗号資産が主な決済手段となる可能性が高い一方で、発生する取引や交換する暗号資産の種類が多岐に渡ることなどから、暗号資産同士の交換時における納税計算が非常に煩雑になり、暗号資産が本来もつ利便性を阻害する可能性がある。

したがって、暗号資産同士の交換による損益を非課税とし、保有する暗号資産を法定通貨に交換した場合に限り課税対象とすることが検討されるべきである。

以上